

◎新潟県告示第119号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年2月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 道路の種類 県道

2 路線名 滝之又堀之内線

3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
魚沼市小平尾字小松沢4282番3から 同市小平尾字小松沢4282番3まで	新	16.0～39.6メートル	57.5メートル
	旧	16.0～39.6メートル	57.5メートル

備考 路線の重用

全区間県道南平小平尾線と重用

1 道路の種類 県道

2 路線名 南平小平尾線

3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
魚沼市小平尾字小松沢4282番3から 同市小平尾字小松沢4282番3まで	新	16.0～39.6メートル	57.5メートル
	旧	16.0～39.6メートル	57.5メートル

備考 路線の重用

全区間県道滝之又堀之内線と重用